

令和7年9月2日 開会

令和7年 第3回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	議第 5 2 号	寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
2	議第 5 3 号	表彰について	2
3	報告第 9 号	令和 6 年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について	3
4	報告第 1 0 号	令和 6 年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について	4
5	認第 1 号	令和 6 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
6	認第 2 号	令和 6 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6
7	認第 3 号	令和 6 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
8	認第 4 号	令和 6 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8
9	認第 5 号	令和 6 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について	9
10	認第 6 号	令和 6 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について	1 0
11	認第 7 号	令和 6 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について	1 1
12	議第 5 4 号	令和 6 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	1 2
13	議第 5 5 号	令和 6 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	1 3
14	議第 5 6 号	令和 7 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
15	議第 5 7 号	令和 7 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
16	議第 5 8 号	令和 7 年度寒河江市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊

17	議第59号	寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	14
18	議第60号	寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	16
19	議第61号	寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	20
20	議第62号	寒河江市水道給水条例及び寒河江市下水道条例の一部改正について	24
21	議第63号	寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	26
22	議第64号	財産（タブレット端末等）の取得について	28

議第52号

寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について

寒河江市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月2日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

記

木村二男 (敬称略)

理由

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち1名の任期満了に伴い、再任しようとするものである。

議第53号

表彰について

寒河江市表彰条例（昭和36年市条例第34号）第2条の規定により、次の者を表彰したいので、議会の同意を求める。

令和7年9月2日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

記

氏名	表彰事由
佐藤洋樹	表彰条例第2条第1号（地方自治）
最上公	表彰条例第2条第2号（学芸、文化）
伊藤力	表彰条例第2条第5号（防災）

（敬称略）

理由

寒河江市表彰条例に基づき表彰しようとするものである。

報告第9号

令和6年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度寒河江市財政の健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月2日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.21)	— (18.21)	7.5 (25.0)	— (350.0)

備考 下段括弧内は、寒河江市の早期健全化基準

報告第10号

令和6年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度寒河江市公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月2日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

認第1号

令和6年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度寒河江市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

理由

令和6年度寒河江市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第2号

令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第3号

令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第4号

令和6年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和6年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第5号

令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第6号

令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出
決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和
6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算を別冊のと
おり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算につ
いて、議会の認定を経ようとするものである。

認第7号

令和6年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度寒河江市立病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和6年度寒河江市立病院事業会計決算について、議会の認定を経ようとするものである。

議第54号

令和6年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度寒河江市水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和6年度寒河江市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和6年度寒河江市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、令和6年度寒河江市水道事業会計決算について、議会の認定を経ようとするものである。

議第 55 号

令和 6 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定に
ついて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、
令和 6 年度寒河江市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので議会の議
決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度寒河江市下
水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和 6 年度寒河江市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の
議決を求めるとともに、令和 6 年度寒河江市下水道事業会計決算について、議会
の認定を経ようとするものである。

議第59号

寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例（平成18年市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

理 由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動における公費負担に係る限度額の引上げについて、所要の改正をしようとするものである。

議第60号

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月2日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、仕

事と育児の両立支援制度に関する周知の強化等を行うため、所要の改正をしようとするものである。

議第61号

寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月2日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「労働基準法第67条の規定による育児時間」を「育児時間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（勤務時間条例別表第2第8項に規定する特別休暇に限る。以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同

項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の寒河江市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の承認、期間、時間等を定めるため、所要の改正をしようとするものである。

議第62号

寒河江市水道給水条例及び寒河江市下水道条例の一部改正について

寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号）及び寒河江市下水道条例（昭和57年市条例第40号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月2日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

寒河江市水道給水条例及び寒河江市下水道条例の一部を改正する条例

(寒河江市水道給水条例の一部改正)

第1条 寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者たる市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(寒河江市下水道条例の一部改正)

第2条 寒河江市下水道条例（昭和57年市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害時に給排水設備等の早期復旧を図るため、所要の改正をしようとするものである。

議第63号

寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例及び寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部改正について

寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
(昭和42年市条例第11号)及び寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基
準に関する条例(平成28年市条例第19号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「一部(2時間を超えない範囲内)」を「全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者たる市長が指定する時間を超えない範囲内)」に改める。

(寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「一部(2時間を超えない範囲内)」を「全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内)」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 6 4 号

財産（タブレット端末等）の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年市条例第 7 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財産の種類及び数量 | タブレット端末等 3,885台
その他設定等 一式 |
| 2 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 | 取得金額 | 金209,401,500円
〔内訳 物品代金 190,365,000円〕
消費税 19,036,500円〕 |
| 4 | 取得の相手方 | 山形市薬師町2丁目18番1号
NTT東日本株式会社 山形支店
支店長 小澤 一 仁 |

理由

国のGIGAスクール構想に基づき、寒河江市立小中学校のICT活用による学習環境のさらなる整備を実現するため、財産を取得しようとするものである。